

議案第14号

多可町ハートフル学業支援金給付条例の一部を改正する条例の制定について

多可町ハートフル学業支援金給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和5年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町ハートフル学業支援金給付条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町ハートフル学業支援金給付条例（平成22年多可町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「5,000円」を「6,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

多可町ハートフル学業支援金給付条例の新旧対照表

| 現 行 | 改 正 |
|---|---|
| <p>(学業支援金の額) 第3条 学業支援金の額は、一律月額<u>5,000</u>円を支給する。</p> | <p>(学業支援金の額) 第3条 学業支援金の額は、一律月額<u>6,000</u>円を支給する。</p> |